

管理建築士講習 受講のご案内

一人だけで大丈夫？

建築士事務所の登録を守るために、「受講済みの建築士」をもう一人確保しておく。それは、事務所を長く続けるための「静かな安心」であり、プロジェクトを託してくださる建築主様への「誠実な責任」でもあります。万一の際も事業を止めない体制こそが、プロとしての信頼を築く基盤となります。

あなたの事務所に合わせた、受講の理由があります

若手・中堅建築士の方へ

キャリアの選択肢を広げる

管理建築士になることは、事務所の品質管理・法令遵守を担うリーダーになることを意味します。独立や事務所開設を見据えるなら、今のうちに受講しておくことが将来の大きな一歩になります。

事務所の開設者・経営者の方へ

事務所登録を、確実に守る

管理建築士＝開設者であるケースが多く、万一の際に後任がいなければ事務所登録の継続が困難になります。在籍している建築士に今のうちに受講させることが、もっとも確実な備えです。

複数の建築士が在籍する事務所の方へ

組織の管理体制を盤石に

規模の大きな事務所ほど、管理建築士の選任が属人化しがちです。複数人が受講済みであることが、異動・退職・急な不在への組織的な備えになります。

だから「もう一人」を育てておく

受講済みの建築士がいれば、変更届だけで事務所登録を継続できる

管理建築士講習を受講済みの建築士を社内にもう一人確保しておくことで、万一の際も事務所の継続性を守ることができます。いまのうちに備えておくことが、もっとも確実な安心策です。

管理建築士を置かなければ、事務所は存続できません。

建築士法が定める管理建築士の役割と、その不在がもたらすリスクをご確認ください。

建築士法が定めること

建築士事務所には、**専任の管理建築士を必ず置かなければならない**とされています（法第24条）。
管理建築士が不在となった場合、後任がいなければ**廃業届の提出が必要**となり（法第23条の7）、新規登録が完了するまでの間は事務所として活動できなくなります。また管理建築士の変更は、**2週間以内に変更届**を提出しなければなりません（法第23条の5）。

管理建築士が突然不在になったら

病気・事故・急な退職……その翌日から登録要件を満たせない

管理建築士の不在は欠格事由となります。進行中の業務も含めて対外的な活動が困難になります。

変更届は2週間以内、廃業届は30日以内の提出義務

後任の手配・新規登録の手続きには相当な時間がかかります。空白期間が生じれば業務停止状態となります。

講習日程・講習内容・時間割

受講料 **16,500** 円（税込）

講習日	会場コード	会場	講義方法	定員
令和8年 7月29日（水）	6D-01	広島県建築士事務所協会 建築サロン	DVD講習	16名
9月18日（金）	6D-02	広島県建築士事務所協会 建築サロン	DVD講習	16名
11月25日（水）	6D-03	広島県建築士事務所協会 建築サロン	DVD講習	16名
令和9年 2月24日（水）	6D-04	広島県建築士事務所協会 建築サロン	DVD講習	16名

9:20

～

16:00

建築士法その他関係法令に関する科目
品質確保に関する科目 (1) 建築士事務所の経営管理
品質確保に関する科目 (2) 受託業務の管理
品質確保に関する科目 (3) 業務に関する苦情と紛争の予防

16:10～17:10

修了考査（30問、正誤方式 テキスト参照可）

お問い合わせ・申込み

登録講習団体

（公財）建築技術教育普及センター
TEL 050(3645)2717

講習担当団体

（一社）一般社団法人広島県建築士事務所協会
TEL 082(221)0600

ウェブサイト

<https://h-aaa.jp/info/koshukai/4454/>



申込サイトのQRコード